

県税口座振替制度のお知らせ

口座振替を利用する県税

個人事業税…8月・11月納期分（定期賦課分）

自動車税種別割…6月納期分（定期賦課分）

※上記二税の振替日…納期限の日

法人県民税・法人事業税（特別法人事業税を含む）…中間申告、確定申告分

軽油引取税…特別徴収義務者の申告分（徴収猶予分を除く）

※上記三税の振替日…申告期限の翌月25日

延滞金は申告期限延長分を含め加算されません。なお、申告期限までに申告書が提出されなかった場合は口座振替になりませんのでご注意ください。

お申込方法とお申込期限

納税者本人の通帳と預金届出印を持参のうえ、取扱金融機関及び各地域県民局県税部の窓口に備え付けの申込用紙によりお申込みください。

個人事業税…8月中旬

自動車税種別割…4月30日

法人県民税・法人事業税・軽油引取税…申告期限の日

取 扱 金 融 機 関

青森銀行 みちのく銀行 岩手銀行※ 東北銀行※ 秋田銀行※ 北日本銀行※

青い森信用金庫 東奥信用金庫 青森県信用組合 東北労働金庫※

青森県信用漁業協同組合連合会 県内漁業協同組合 県内農業協同組合

ゆうちょ銀行（郵便局）

※印は県内支店口座からの口座振替に限られます。

留 意 事 項

- 申込内容に変更が生じたときや口座振替をとりやめるときは、所定の変更・廃止届が必要です。
- 自動車に異動があった場合は、所定の変更・廃止届、依頼書による手続が必要です。自動車の買換え時等にはご注意ください。
- 令和2年4月以降振替分の口座振替済通知書及び自動車税種別割納税証明書（口座振替済通知書と一体になったもの）は送付されません。
- 車検更新の際は、運輸支局等において自動車税種別割の納付確認を電子的に行なうことができるため、納税証明書の提示が省略できるようになっています。（ただし、振替直後の車検更新には納税証明書が必要になることがあります。）
- 口座振替による納付の確認は、預貯金通帳への記帳でご確認くださいますようお願いします。

お問い合わせはお近くの取扱金融機関または地域県民局県税部まで（裏面参照）

県税・市町村税インフォメーション <https://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>